

北本市社会福祉協議会ボランティアセンター
ボランティア活動援助費交付規準

(目的)

第1条 北本市社会福祉協議会ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)が、北本市内で地域福祉活動に取り組むボランティア団体の活動を支援し、地域における福祉の向上を図るため、ボランティア団体に対する援助費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 援助費交付の対象となる団体は次のとおりとする。

- (1) ボランティアセンターに登録している団体
- (2) ボランティアセンターの活動に協力できる団体
- (3) 年6回以上のボランティア活動を行っている団体
- (4) 会費を徴収し、会計を有している団体
- (5) 会則等に基づき、事業計画、予算、事業報告、決算を行う団体
- (6) 構成員の人数が概ね3人以上である団体

2 次の各号に掲げる活動及び団体については、援助費の交付の対象としない。

- (1) 宗教・政治・営利を目的とした活動
- (2) 飲酒・飲食・慰安を目的とした活動
- (3) 趣味やサークル活動など自助を目的とした活動
- (4) 北本市社会福祉協議会から他の補助金や助成金の交付を受けている団体
- (5) 自治会から補助金や助成金の交付を受けている団体
- (6) 自治会及びその内部組織である団体
- (7) 会費を徴収していない団体
- (8) その他ボランティアとして不適切な活動

(援助費額)

第3条 援助費は予算の範囲内で交付するものとし、交付の限度額は、年度あたり1団体につき20,000円とする。

(申請)

第4条 援助費の交付を希望する団体は、次に掲げる書類を、毎年5月末までに北本市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動援助費交付申請書(様式第1号)
- (2) 前年度事業報告書(様式第2号)
- (3) 前年度収支決算書(様式第3号)
- (4) 当年度事業計画書(様式第4号)

(5) 当年度収支予算書(様式第5号)

2 前年度の活動がない団体は、前年度事業報告書(様式第2号)及び前年度収支決算書(様式第3号)の提出は求めない。

(決定)

第5条 会長は、前条に基づく申請を受理したときは、ボランティアセンター運営委員会に諮り、援助費交付の可否を決定する。

2 会長は、交付団体及び援助交付額を決定したときは、速やかに交付団体に通知し、援助費の交付を行う。

3 会長は、援助費の不交付を決定したときは、その旨を当該団体に通知する。

(事業の報告)

第6条 援助費の交付を受けた団体(以下「交付団体」とする。)は、事業完了後2ヶ月以内に事業報告書(様式第2号)、収支決算書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(援助費の返還)

第7条 援助費の交付団体が、災害その他、特別な事由による場合を除き、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、援助費の全額又は、一部を返還しなければならない。

(1) 事業を実施しない又は実施する意思が認められないとき。

(2) 援助費を目的外に使用したとき。

(3) 援助費に余剰金が生じたとき。

(その他)

第8条 この規準に定めるもののほか、必要な事項は会長が決定する。

附 則

この規準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規準は、令和5年4月7日から施行する。